

参考(改正後の通知全文)  
社援発第1005005号  
平成17年10月5日  
第一次改正、第二次改正  
第三次改正、第四次改正  
第五次改正

省 略

第 六 次 改 正  
社援発0913第2号  
令和6年9月13日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

### 老朽民間社会福祉施設の整備について

社会福祉法人が設置する社会福祉施設の老朽化に伴う改築整備（以下「老朽民間社会福祉施設整備」という。）については、昭和38年度から年次計画によりその整備の促進を図っているところであるが、現在もなお、老朽の程度の著しい民間社会福祉施設が相当数残されていることに鑑み、引き続きその整備の促進を図っていくこととしており、この補助金の交付については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（以下、「交付要綱」という。）により行うこととされているが、その取扱いに当たっては交付要綱によるほか、次によることとし、平成18年4月1日から適用することとしたので、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

なお、平成3年11月25日社施発第117号「老朽民間社会福祉施設の整備について」は廃止する。

#### 1 老朽民間社会福祉施設整備の趣旨

老朽民間社会福祉施設整備は、老朽化が著しく火災等の災害の発生の危険性が大きいものなど入所者の防災対策上、万全を期し難いものについて、入所者の安全性を確保す

る必要があることから、これを促進するため、国庫補助に当たって優先的に採択する。  
また、社会福祉法人がこの整備に係る費用を独立行政法人福祉医療機構から借入れた場合、この借入金については利子を徴しないこととする。

## 2 老朽民間社会福祉施設整備の対象施設

この整備の対象となるのは、社会福祉法人が設置する（１）に定める施設であって、（２）に定める期間内に整備するもの。

### （１）対象となる社会福祉施設等

（対象施設）

- ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設
- イ 生活保護法に規定する救護施設、更生施設又は宿所提供施設
- ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に規定する女性相談支援センター一時保護所又は女性自立支援施設

### （２）適用期間

令和３年度から令和７年度（５年計画）

## 3 対象事業

この整備の対象となる事業は、次の通りである。

### （１）木造による施設の場合

別紙１に掲げる算定方法によって得た数（以下「老朽度数」という。）が当該各施設の居室について、別表の右欄に掲げる基準定員を満たす居室とするための施設の改築整備事業（１施設で２以上の建物（棟）がある場合には、個々の建物（棟）を単位としてその一部の改築を含む。以下同じ。）にあっては、５，５００点以下をそれ以外にあっては４，５００点以下のものを施設の改築整備事業とする。

### （２）ブロック造りによる施設の場合

施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において、トラスが鉄製のものについては３０年、その他のものについては、２５年を経過したもの、又は、別紙２に定めるところにより算定して得た現存率が７０％以下のものとする。

### （３）鉄筋コンクリート造りによる施設の場合

施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において、５０年を経過したもの、又は、別紙２に定めるところにより算定して得た現存率が７０％以下のものとする。

## 4 国庫補助基準

### （１）本体工事費

交付要綱の別表１－１、別表１－２、別表１－３又は別表１－４に定めるところに

よるものとする。

ただし、当該施設の用に供することのできる部分であって、3による対象事業とならない部分については、原則としてこれを控除する等の調整を行う。

(2) その他の工事費

交付要綱の別表1-1、別表1-2、別表1-3又は別表1-4に定めるところによるものとする。

ただし(1)のただし書きの規定により調整が行われる場合は、その他の工事費についてもこれに見合う調整を行うことがある。

なお、この対象とならない工事費等について一般整備の改築対象として認める場合もあるので別途協議すること。

5 独立行政法人福祉医療機構

老朽民間社会福祉施設整備に要する資金の法人自己負担額の全部又は一部については、独立行政法人福祉医療機構において同機構の定める貸付基準に基づき融資する。

6 その他の取扱い

(1) 改築後転用を予定している施設又は利用率の低い施設については対象としないものであること。

(2) 対象とする施設は、社会福祉法人の設置に係るものであって、施設の経営実績、将来性及び当該法人の財源措置等が確実なものであること。

別表

施設種別		基準定員	
		定員	基準定員の内容
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害福祉サービス事業所	—	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）
	障害者支援施設	4人以下	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第172号）
生活保護法	救護施設 更生施設 宿所提供施設	4人以下 4人以下 1世帯以下	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年7月1日厚生省令第18号）
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	女性自立支援施設	4人以下	女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年3月29日厚生労働省令第36号）

木造施設の老朽度算定要領

木造施設の老朽度は、次の各号の定めるところにより、算定した数を連乗して得た数値とする。

- (1) 別表1の第1項から第3項までの各項の該当する欄の右端に掲げる数を合計して得た数に、根継ぎした柱が半数以上あるときは、0.8を半数未満あるときは、0.9を、根継ぎした柱がないときは1を乗じ、これに50を加算して得た数
- (2) 別表2の第1項から第7項までの各項の該当する欄の右端に掲げる数を合計して得た数
- (3) 別表3の第1項から第3項までの各項の該当する欄の記号の組合わせにより別表4から得た係数

別表1 (構造耐力)

1	基 礎	布コンクリート造	15	布石積造、布レンガ造	10	壺石造、壺レンガ造、壺コンクリート造	5	堀立柱木杭基礎	0
2	土 台	15.2cm角以上	15	12.1cm角以上 15.2cm角未満	10	12.1cm角未満	5	土台なし	0
3	柱	二階以上の階を有する場合の一階の柱	15.2cm [又は13.6cm]角以上 [角以上2本]	13.6cm [又は12.1cm]角以上 [角以上2本]	15	12.1cm角以上	10	12.1cm角未満	0
		平家の場合の柱	13.6cm [又は12.1cm]角以上 [角以上2本]	12.1cm [又は10.6cm]角以上 [角以上2本]				10.6cm角未満	

別表2 (保存度)

1	経 過 年 数	5 年 未 満	5	5 年 以 上 1 8 年 未 満	3	1 8 年 以 上 3 0 年 未 満	2	3 0 年 以 上	0	
2	基礎の不同沈下	な い	6	ほ と ん ど な い	4	か な り あ る (見 て わ か る 程 度)	1	ひ ど い	0	
3	外壁の土台の腐朽度	ほ と ん ど 腐 っ て い な い	7	少 し 腐 っ て い る	4	腐 れ が ひ ど い	1	ほ と ん ど 腐 っ て い る	0	
4	外壁の柱の老朽度	ほ と ん ど 腐 っ て い な い	7	少 し 腐 っ て い る	4	腐 れ が ひ ど い	1	ほ と ん ど 腐 っ て い る	0	
5	梁の老朽度	ほ と ん ど 腐 っ て い な い	5	少 し 腐 っ て い る	3	腐 れ が ひ ど い	1	ほ と ん ど 腐 っ て い る	0	
6	柱の傾斜度	ア 梁 行 (はりゆき)	1 cm 未 満	20	1 cm 以 上 2 cm 未 満	15	2 cm 以 上 3 cm 未 満	10	3 cm 以 上	0
		イ 桁 行 (けたゆき)	180cm	20	180cm	15	180cm	10	180cm	0
7	横架材の傾斜度	ウ 梁 行 (はりゆき)	1 cm 未 満	15	1 cm 以 上 2 cm 未 満	10	2 cm 以 上 3 cm 未 満	5	3 cm 以 上	0
		エ 桁 行 (けたゆき)	180cm	15	180cm	10	180cm	5	180cm	0

別表3 (外力条件)

1	海岸からの距離	a 海岸から8 Kmをこえる	b 海岸から4 Kmをこえる8 Km以内	c 海岸から4 Km以内
2	最深積雪量	a 20 cm未満	b 20 cm以上1 m未満	c 1 m以上
3	地盤	a 普 通	b やや軟弱	c 軟 弱

別表4

係 数	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80
外 力 条 件 記 号	a a a	b a a	a a b	b a b	a a c	b a c	a b c	b b c	a c c	b c c	c c c
			a b a	b b a	a b b	b b b	a c b	b c b	c b c		
			c a a		a c a	b c a	c a c		c c b		
					c a b		c b b				
					c b a		c c a				

- (注) 記号(a、b、c)の順序は、別表3の項の順序とする。  
 (注) 1 調査に当たっては、一級建築士もしくは、これと同等の資格を有する者がこれに当たること。  
 2 調査に当たっては、調査対象施設を実地に調査し、これに当たること。  
 また、調査対象施設の構造計算書等の資料を十分に参考とすること。

別紙 2

現存率 ①×100		%									
区 分	構 成	P	種 類	N	各 部 現 存 率		再建設指数	再建設指数調整値	現 存 指 数	現 存 率	
					内 容	率					P×N
構 造		140	鉄骨・鉄筋コンクリート	1.5							
			鉄筋コンクリート	1.0							
			ブロック造	0.7							
			鉄骨造	0.9							
			れんが造、石造	1.2							
主要部の 仕 上	屋 根	10	・アスファルト防水、コンクリート押えモルタル塗	1.7							
			・アスファルト露出防水	1.0							
			・モルタル防水	0.5							
			・石綿スレート、かわら、銅板	0.4							
	外 壁	25	・タイル（小口）	1.4							
			・モザイクタイル	1.0							
			・コンクリート打放し	1.0							
			・モルタル、リシン吹付	0.6							
	内 壁	20	・モルタル	1.0							
			・プラスター	0.8							
天 井	20	・木製	0.7								
		・吸音テックス	1.1								
床	20	・ボード	1.0								
		・プラスター	0.8								
		・木製	0.7								
		・リノリウム	1.3								
		・プラスチックタイル	1.1								
		・アスファルトタイル（暗）	1.0								
		・モルタル	0.8								
外部建具	35	・木製	0.7								
		・アルミサッシ（オーダー）	1.2								
		・アルミサッシ（既成）	1.0								
内部建具	10	・スチールサッシ	0.9								
		・木製	0.7								
小 計				1.0							
設 備	電灯設備等	20	・蛍光灯（300LX程度以上）	1.0							
			・蛍光灯（300LX程度以下）	0.8							
			・白熱灯	0.4							
	電線類その他	15	・ビニール被覆線	1.0							
			・ゴム被覆線	0.9							
給排水その他	20	・水洗便所	1.0								
		・くみ取便所	0.4								
暖 房	40	・空気調和	1.9								
		・温風（ボイラー方式）	1.3								
		・温風（熱風炉式）	1.0								
		・その他	1.0								
小 計											
外 力 条 件	25	別表による係数									
合 計										①	

各部現存率Kの値	(構造) 内容		
	1 損耗なし、又は、損耗の程度僅小	1.0	0.9
	2 中小亀裂、鋼材発錆（鉄骨造）、外力による小変形がみられるが耐力上影響が殆んどないもの	0.9	0.8, 0.7
	3 損耗が進み、部分的補修、補強又は取替えを必要とするもの	0.7	0.6, 0.5
	4 不同枕下による大亀裂、建物の傾斜、鉄筋被覆材の広範囲の脱落、発錆による主鋼材の断面欠損、その他により構造上大補強を必要とするもの	0.5	0.4, 0.3
	5 構造上損耗著しく建替えを必要とするもの	0.3	0.2, 0.1
	(仕上、設備) 内容		
	1 損耗なし、又は損耗の程度僅小	1.0	0.9
	2 汚染及び損耗はある程度みられるが、機能上問題のないもの、又は極く小規模の補修を必要とするもの	0.9	0.8, 0.7
	3 損耗が進み、部分的補修を必要とするもの	0.7	0.6, 0.5
4 相当部分で損耗が進み、機能低下が顕著であるが、部分補修が可能なもの	0.5	0.4, 0.3	
5 損耗の程度著しく全面建替えを要するもの	0.3	0.2, 0.1	

(注) 1 調査票記入要領

ア 調査票の各区分ごとの種類欄 (N) は、該当するか所に○印を付すこと。

イ 各部現存率欄 (K) は、下表各部現存率K値の内容のうち、該当する項目を選定し、老朽度に応じた係数を選択すること（老朽度が大きいものほど係数は小さい。）。また、老朽の具体的な状況を記入すること。

ウ 外力条件は、a 海岸からの距離、b 積雪、c 地盤の各内容ごとに1つを選択し、その組み合わせに応じた係数を種類欄 (N) 及び各部現存率欄 (K) に記入すること。

エ 各区分ごと及び合計について、再建設指数 ( $P \times N$ )、再建設指数調整値 ( $R = P \times N \% / 0.4$ ) 及び現存指数 ( $R \times K$ ) を算定すること。

オ 各区分ごとの現存指数の合計 ( $\Sigma (R \times K)$ ) を再建設指数調整値の合計 (R) で除して現存率を算定すること。

2 調査に当たっては、一級建築士もしくは、これと同等の資格を有する者がこれに当たること。

3 調査に当たっては、調査対象施設を実地に調査し、これに当たること。

参考（改正後の通知全文）

社 援 発 第 1005013 号  
平成 17 年 10 月 5 日

第一次改正、第二次改正  
第三次改正、第四次改正  
第五次改正、第六次改正  
第七次改正、第八次改正  
第九次改正、第十次改正  
第十一次改正、第十二次改正  
第十三次改正、第十四次改正  
第十五次改正、第十六次改正

省 略

第 十 七 次 改 正  
社 援 発 0 3 2 8 第 2 1 号  
令 和 7 年 3 月 2 8 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

社会福祉施設等施設整備費における解体撤去工事費  
及び仮設施設整備工事費の取扱いについて

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」により行うこととされているが、標記の取扱いに当たっては、別紙のとおり「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金実施要綱」を定め、平成17年4月1日から適用することとしたので、了知のうえ、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

## 別紙

### 社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金実施要綱

#### 1 趣 旨

この補助金は、老朽化等に伴う社会福祉施設等の改築等に際して必要となる既存施設の解体撤去工事及び改築工事期間に代替施設を必要とする場合の仮設施設整備工事に要する経費を補助することにより、社会福祉施設等の円滑な改築整備を行い、利用者の処遇の向上を図るものである。

#### 2 解体撤去工事費

##### (1) 対象施設

対象となる施設は、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）による社会福祉施設等のうち、改築等を行う施設とする。

##### (2) 対象事業

対象となる事業は、交付要綱の第2の3の表の整備区分欄に掲げる増改築、改築又は老朽民間社会福祉施設整備に伴い、既存施設の一部又は全部を解体し撤去する事業とする。

##### (3) 基準額の算定

###### ① ②に掲げる施設以外の施設

ア 定員1人当たり基準単価を適用する場合

(ア) 別表1-1又は別表1-2に掲げる定員1人当たり基準単価に既存施設の定員数を乗じて得た額を基準額とする。

(イ) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」という。）に基づく事業として行う場合には別表1-3に掲げる定員1人当たり基準単価に既存施設の定員数を乗じて得た額を基準額とする。

(ウ) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画（以下「地震対策緊急整備事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表1-6又は別表1-7に掲げる定員1人当たり基準単価に既存施設の定員数を乗じて得た額を基準額とする。

(エ) 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地

震防災緊急事業五箇年計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表1-6又は別表1-7に掲げる定員1人当たり基準単価に既存施設の定員数を乗じて得た額を基準額とする。

イ 1事業（施設）当たり基準単価を適用する場合

（ア）別表1-1又は別表1-2に掲げる1事業（施設）当たり基準単価を基準額とする。

（イ）津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表1-3に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。

（ウ）沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画（以下「沖縄振興計画」という。）沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表1-4及び別表1-5に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。

（エ）地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表1-6又は別表1-7に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。

（オ）地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表1-6又は別表1-7に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。

ウ 1世帯当たり基準単価を適用する場合

（ア）別表1-1又は別表1-2に掲げる1世帯当たり基準単価に既存施設の定員（世帯）数を乗じて得た額を基準額とする。

（イ）津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表1-3に掲げる定員（世帯）当たり基準単価に既存施設の定員（世帯）数を乗じて得た額を基準額とする。

エ 既存施設の一部を解体し撤去する場合

平成17年10月5日社援発第1005009号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。

オ 都市部等において高層施設を撤去する場合であって、平成17年10月5日厚生労働省社援第1005011号厚生労働省社会・援護局長通知「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める基準に適合する施設の解体撤去を行うときは、上記に定める方法により算定された額に対して、保護施設等については0.08を乗じて得た額を加算する。

カ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して、保護施設等については0.08を乗じて得た額を加算する。

キ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定す

る奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域若しくは沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に規定する離島に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して、0.08を乗じて得た額を加算する。

- ② 交付要綱の別表5に掲げる施設  
厚生労働大臣が必要と認めた額とする。

(4) 留意事項

- ア 解体撤去工事費には、既存施設の解体に係る経費のほか、解体により発生する廃材の運搬及び処分に要する費用についても含まれるものであること。  
イ 国の補助事業において取得した既存施設に係る財産処分（取りこわしに限る。）の取扱いについては、別に定めるところによるものとする。

3 仮設施設整備工事費

(1) 対象施設

対象となる施設は、解体撤去工事費が補助対象となる施設であって、用地の関係上等特別な事情により仮設施設が真に必要なと認められる施設とする。

(2) 対象事業

対象となる事業は、交付要綱の第2の3の表の整備区分欄に掲げる増改築、改築、大規模修繕等又は老朽民間社会福祉施設整備に伴い仮設施設を整備する事業とする。

(3) 基準額の算定

① ②に掲げる施設以外の施設

ア 定員1人当たり基準単価を適用する場合

(ア) 別表2-1又は別表2-2に掲げる定員1人当たり基準単価に仮設施設を要する定員数を乗じて得た額を基準額とする。

(イ) 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表2-3に掲げる定員1人当たり基準単価に仮設施設を要する定員数を乗じて得た額を基準額とする。

(ウ) 地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2-6又は別表2-7に掲げる定員1人当たり基準単価に仮設施設を要する定員数を乗じて得た額を基準額とする。

(エ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2-6又は別表2-7に掲げる定員1人当たり基準単価に仮設施設を要する定員数を乗じて得た額を基準額とする。

- イ 1事業（施設）当たり基準単価を適用する場合
  - （ア）別表2-1又は別表2-2に掲げる1事業（施設）当たり基準単価を基準額とする。
  - （イ）津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表2-3に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。
  - （ウ）沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表2-4又は別表2-5に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。
  - （エ）地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2-6又は別表2-7に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。
  - （オ）地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2-6又は別表2-7に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。
- ウ 1世帯当たり基準単価を適用する場合
  - （ア）別表2-1又は別表2-2に掲げる1世帯当たり基準単価に既存施設の定員（世帯）数を乗じて得た額を基準額とする。
  - （イ）津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表2-3に掲げる定員（世帯）当たり基準単価に既存施設の定員（世帯）数を乗じて得た額を基準額とする。
- エ 既存施設の一部を解体し撤去することに伴い仮設施設を整備する場合  
平成17年10月5日社援発第1005009号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。

- ② 交付要綱の別表5に掲げる施設  
厚生労働大臣が必要と認めた額とする。

#### (4) 留意事項

- ア 仮設施設整備工事費には、交付要綱の第2の5に定める費用を除き、仮設施設の整備に最低限必要なすべての附帯設備に要する費用が含まれるものであること。
- イ 仮設施設の整備については、原則として建物の貸借により行うものとする。  
ただし、特別な事情により他の方法によることが適当であると認められる場合は、この限りでない。
- ウ 仮設施設は、改築工事期間の代替施設として一時的に整備する施設であるが、当然のことながらこの間、入所者等の処遇に留意するとともに、日常生活上の安全面にも十分考慮し、施設運営に著しい支障が生じないように配慮すること。
- エ 仮設施設の整備に当たっては、消防法、建築基準法等関係法令に抵触しないよう留意すること。

別表1-1

## 定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの解体撤去工事費補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		348,000	366,000
更生施設		348,000	366,000
授産施設		159,000	166,000
宿所提供施設		123,000	129,000
社会事業授産施設		159,000	166,000
日常生活支援住居施設		123,000	129,000
障害福祉関係施設	入所系(注1)	14,700,000	15,300,000
	通所系(注1)	7,400,000	7,720,000
女性相談支援センター 時保護所	自治体設置(注2)	128,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	192,000	—
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	269,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	404,000	—

(注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。

2 1世帯当たりの単価であること。

3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-2

(耐震化等整備を行う場合)

## 定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの解体撤去工事費補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		464,000	486,000
更生施設		464,000	486,000
障害福祉関係施設	入所系(注1)	19,500,000	20,500,000
女性相談支援センター 時保護所	自治体設置(注2)	170,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	255,000	—
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	357,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	536,000	—

(注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。

2 1世帯当たりの単価であること。

3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

## 定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		464,000	486,000
更生施設		464,000	486,000
授産施設		210,000	221,000
宿所提供施設		163,000	171,000
社会事業授産施設		210,000	221,000
日常生活支援住居施設		163,000	171,000
障害福祉関係施設	入所系(注1)	19,500,000	20,400,000
	通所系(注1)	9,450,000	9,900,000
女性相談支援センター 時保護所	自治体設置(注2)	168,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	252,000	—
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	355,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	533,000	—

(注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。

2 1世帯当たりの単価であること。

3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-4

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害福祉関係施設	入所系	16,300,000	17,000,000
	通所系	8,220,000	8,580,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-5

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害福祉関係施設	入所系	21,700,000	22,800,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-6

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		387,000	406,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	16,300,000	305,500,000
	通所系 (注1)	8,220,000	393,700,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-7

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		515,000	540,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	21,700,000	22,800,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表2-1

## 定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの仮施設整備工事費補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		636,000	667,000
更生施設		636,000	667,000
授産施設		298,000	312,000
宿所提供施設		239,000	250,000
社会事業授産施設		298,000	312,000
日常生活支援住居施設		239,000	250,000
障害福祉関係施設	入所系(注1)	26,900,000	28,200,000
	通所系(注1)	12,800,000	13,400,000
女性相談支援センター— 時保護所	自治体設置(注2)	242,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	363,000	—
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	490,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	735,000	—

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 1世帯当たりの単価であること。

3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮施設整備工事費基準単価であること。

別表2-2

(耐震化等整備を行う場合)

## 定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの仮施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		844,000	886,000
更生施設		844,000	886,000
障害福祉関係施設	入所系(注1)	35,900,000	37,600,000
女性相談支援センター— 時保護所	自治体設置(注2)	312,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	468,000	—
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	642,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	963,000	—

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 1世帯当たりの単価であること。

3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮施設整備工事費基準単価であること。

別表2-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

## 定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの仮施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		844,000	886,000
更生施設		844,000	886,000
授産施設		396,000	416,000
宿所提供施設		318,000	333,000
社会事業授産施設		396,000	416,000
日常生活支援住居施設		318,000	333,000
障害福祉関係施設	入所系(注1)	35,800,000	37,500,000
	通所系(注1)	17,000,000	17,800,000
女性相談支援センター— 時保護所	自治体設置(注2)	320,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	480,000	—
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	647,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	971,000	—

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 1世帯当たりの単価であること。

3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮施設整備工事費基準単価であること。

## 別表2-4

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

## 1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害福祉関係施設	入所系	29,900,000	31,300,000
	通所系	14,200,000	14,900,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

## 別表2-5

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

## 1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害福祉関係施設	入所系	39,900,000	41,800,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

## 別紙2-6

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

## 定員1人(1事業または1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		706,000	741,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	29,900,000	31,300,000
	通所系 (注1)	14,200,000	14,900,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

## 別紙2-7

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

## 定員1人(1事業または1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		938,000	985,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	39,900,000	41,800,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

参考（改正後の通知全文）

社 援 発 第 1005008 号  
平成 17 年 10 月 5 日

第一次改正、第二次改正  
第三次改正、第四次改正  
第五次改正、第六次改正  
第七次改正、第八次改正  
第九次改正、第十次改正  
第十一次改正、第十二次改正  
第十三次改正、第十四次改正  
第十五次改正、第十六次改正

省 略

第 十 七 次 改 正  
社 援 発 0 3 2 8 第 2 0 号  
令 和 7 年 3 月 2 8 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

社会福祉施設等施設整備費における介護用リフト等  
特殊附帯工事の取扱いについて

標記の国庫補助金の交付については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」により行うこととされているが、その取扱いに当たっては別紙のとおり「社会福祉施設等施設整備費（介護用リフト等特殊附帯工事費）補助金実施要綱」を定め実施することとし、平成18年4月1日から適用することとしたので、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

なお、平成15年9月26日社援発第0926015号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉施設等施設整備費における介護用リフト等特殊附帯工事の取扱いについて」は廃止する。

## 別紙

### 社会福祉施設等施設整備費（介護用リフト等特殊附帯工事費） 補助金実施要綱

#### 1 目的

この補助金は、社会福祉施設において、入所者の処遇の改善、介護職員の就労環境の改善及び地域社会の環境に配慮した施設整備の推進を図ること等を目的とする。

#### 2 対象事業

##### (1) 介護用リフト等整備費

###### ア 趣旨

社会福祉施設において介護を必要とする身体障害者等に対する入所者の処遇の向上並びに介護職員の就労環境の改善を図る。

###### イ 対象施設

対象となる施設は、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）による社会福祉施設等のうち、次の施設であって、建物に固定して一体的に整備するものとする。

障害福祉サービス事業所、障害者支援施設

###### ウ 対象経費

建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る工事費又は工事請負費とする。

###### (ア) 介護用リフトの整備

居室や浴室等に介護のための天井走行型介護用リフトの整備

###### (イ) 特殊浴槽の整備

介護職員の業務の効率化及び負担の軽減のための特殊浴槽の整備

##### (2) 資源有効活用整備費

###### ア 趣旨

社会福祉施設等において施設で消費する資源の有効活用及び地域環境の保全に資すること等により、施設利用者及び地域社会に対し快適な生活環境を提供する施設づくりの推進を図る。

###### イ 対象施設

対象となる施設は、交付要綱の第2の2に掲げる保護施設等、一時保護所及び女性自立支援施設であって、建物に固定して一体的に整備するものとする。

#### ウ 対象経費

建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る工事費又は工事請負費とする。

##### (ア) 水の循環・再利用の整備

施設から排出される生活雑排水(浴室等の排水)等の循環・再利用のための整備

##### (イ) 生ごみ等処理の整備

施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ごみ処理のための整備

##### (ウ) ソーラーの整備

光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備

##### (エ) その他

資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの

### (3) 民間社会福祉施設特別整備費

#### ア 趣旨

社会福祉施設等において入所している身体障害者等があたたくより快適な生活が送れるよう、施設の緑化等ゆとりと潤いのある生活環境を整備するため、入所者及び地域社会に配慮した創意工夫による個性ある施設づくりの推進を図る。

#### イ 対象施設

対象となる施設は、社会福祉法人及び日本赤十字社であって、施設の新增改築及び拡張の施工に併せ「ウ 対象経費」に掲げる事業を実施する次の条件を備えた施設

- 保護施設等の入所施設において、施設入所者の生活の質の向上及び在宅福祉サービス等のため、施設整備面で先駆的な取組みを行うもの

#### ウ 対象経費

次に掲げる対象事業で、施設整備費本体の対象経費以外の整備に係る工事費又は工事請負費とする。

##### <対象事業>

植栽・花壇・庭園、遊歩道、歩行訓練場及び温室等

### (4) 消融雪設備整備費

#### ア 趣旨

積雪時における通路の凍結等を防止し、入所者等の安全確保及び職員の業務の負担軽減を図る。

#### イ 対象施設

- (ア) 交付要綱の別表1-1に定める特別豪雪地帯に所在する同別表1-1に掲げる救護施設及び更生施設であって、消融雪設備の整備が特に必要と認められる施設

(イ) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する同交付要綱の第2の2に掲げる一時保護所及び女性自立支援施設であって、消融雪設備の整備が特に必要と認められる施設

ウ 対象経費

建物に固定して一体的に整備するもので、消融雪設備に係る工事費又は工事請負費とする。

3 国庫補助基準額

(1) 2の(1)の事業を行う場合

交付要綱の別表3-1に定める就労・訓練事業等整備加算を適用する。

(2) 2の(1)以外の事業を行う場合（保護施設等に限る。）

ア 1施設ごとの2の(2)から(4)に係る対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と、15,400千円とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。

ただし、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画（以下「地震対策緊急整備事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表の1に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。

(3) 2の(2)若しくは(4)又はその両方の事業を行う場合（交付要綱の第2の2に掲げる一時保護所及び女性自立支援施設に限る。）

交付要綱の別表4-3に定める額とする。

## 別表

- 1 地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合

施 設 の 種 類	基 準 額
救護施設	17,100千円

参考（改正後の通知全文）  
障発0226第4号  
平成25年2月26日  
第一次改正  
障発0622第6号  
平成29年6月22日  
第二次改正  
障発0718第4号  
令和5年7月18日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け  
避難スペース整備の取扱いについて

標記については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」により行うこととされているが、その取り扱いに当たっては、次によることとし、平成25年2月26日から適用することとしたので、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配意願いたい。

## 1 趣旨

災害時における障害者等は、体育館等を活用して設置される通常の避難所では生活スペースを確保することや福祉サービスの提供を受けることが、極めて困難になることが多い。

このため、障害者等のサービス提供に関して専門的機能を有する障害福祉サービス事業所において、被災障害者等の受け入れが可能となる避難スペースを整備し、災害時における障害者等のサービス確保に資することを目的とする。

## 2 対象施設

対象となる施設は、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」の第2の2(3)、(4)(居宅介護及び相談支援を行う事業所を除く)に掲げる施設とする。

## 3 対象事業

災害時に備え、社会福祉法人等が障害者総合支援法による障害福祉サービス事業所に障害者等の受け入れが可能となる避難スペースを一体的に整備する事業。

具体的には、施設の創設に際して避難スペースを一体的に整備するもの及び既存施設の一部を拡張し避難スペースを確保するものを対象とする。

## 4 その他

- (1) 障害者等の緊急受け入れ先である防災拠点として、地方公共団体が策定する地域防災計画に位置づけられるものであること。
- (2) 障害者等の受け入れに当たっては、必要な福祉サービス、物資等について、行政機関、社会福祉関係機関等との協力・支援体制をとっておくこと。
- (3) 災害時において、障害者等30人程度が長期的に避難生活が可能スペースの確保が図られること。
- (4) 平常時には、多目的スペース等として、地域に密着した独自の事業を実施するためのスペースとして活用するものとしても差し支えないが、災害時には速やかに障害者等の受け入れ体制が確立できる活用方法とすること。

こ成事第 431 号

令和 5 年 8 月 22 日

各  
都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長 殿  
児童相談所設置市長  
市区町村長

こども家庭庁成育局長

#### 老朽民間児童福祉施設等の整備について

社会福祉法人が設置する児童福祉施設等及び障害児施設等の老朽化に伴う改築整備（以下「老朽民間児童福祉施設等整備」という。）については、昭和 38 年度から年次計画によりその整備の促進を図っているところであるが、現在もなお、老朽の程度の著しい民間児童福祉施設等が相当数残されていることにかんがみ、引き続きその整備の促進を図っていくこととしており、この交付金の交付については、令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 370 号こども家庭庁長官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）によるほか、次によることとし、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

なお、令和 4 年度以前に交付された交付金の取扱いについては、従前の例によるものとする。

### 1 老朽民間児童福祉施設等整備の趣旨

老朽民間児童福祉施設等整備は、老朽化が著しく火災等の災害の発生の危険性が大きいものなど入所者の防災対策上、万全を期し難いものについて、入所者の安全性を確保する必要があることから、これを促進するため、交付金の交付に当たって優先的に採択する。また、社会福祉法人がこの整備に係る費用を独立行政法人福祉医療機構から借り入れた場合、この借入金については利子を徴しないこととする。

### 2 老朽民間児童福祉施設等整備の対象施設

この整備の対象となるのは、社会福祉法人が設置する（１）に定める施設であって、（２）に定める期間内に整備するもの。

#### （１）対象となる児童福祉施設等

（対象施設）

別表に掲げる「次世代育成支援対策推進法第 11 条第 1 項に規定する交付金に関する内閣府令（平成 17 年厚生労働省令第 79 号）第 1 条第 2 項」に規定される児童福祉施設等及び障害児施設等とする。

#### （２）適用期間

令和 3 年度から令和 7 年度（5 年計画）

### 3 対象事業

この整備の対象となる事業は、次のとおりである。

#### （１）木造による施設の場合

別紙 1 に掲げる算定方法によって得た老朽度が当該各施設の居室について、別表の右欄に掲げる基準定員を満たす居室とするための施設の改築整備事業（1 施設で 2 以上の建物（棟）がある場合には、個々の建物（棟）を単位としてその一部の改築を含む。以下同じ。）にあつては、5,500 点以下をそれ以外にあつては 4,500 点以下のものを施設の改築整備事業とする。

#### （２）ブロック造りによる施設の場合

施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において、トラスが鉄製のものについては 30 年、その他のものについては、25 年を経過したもの、又は、別紙 2 に定めるところにより算定して得た現存率が 70% 以下のものとする。

#### （３）鉄筋コンクリート造りによる施設の場合

施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において、50 年を経過したもの、又は、別紙 2 に定めるところにより算定

して得た現存率が70%以下のものとする。

#### 4 交付基準

##### (1) 本体工事費

交付要綱の別表2及び別表6に定めるところによるものとする。

ただし、当該施設の用に供することのできる部分であって、3による対象事業とならない部分については、原則としてこれを控除する等の調整を行う。

##### (2) その他の工事費

交付要綱の別表2及び別表6に定めるところによるものとする。

ただし(1)のただし書の規定により調整が行われる場合は、その他の工事費についてもこれに見合う調整を行うことがある。

なお、この対象とならない工事費等について一般整備の改築対象として認める場合もあるので別途協議すること。

#### 5 独立行政法人福祉医療機構

老朽民間児童福祉施設等整備に要する資金の法人自己負担額の全部又は一部については、独立行政法人福祉医療機構において同機構の定める貸付基準に基づき融資する。

#### 6 その他の取扱い

(1) 改築後転用を予定している施設又は利用率の低い施設については対象としないものであること。

(2) 対象とする施設は、社会福祉法人の設置に係るものであって、施設の経営実績、将来性及び当該法人の財源措置等が確実なものであること。

(3) 整備後の構造については、この整備の趣旨から耐火構造又は準耐火構造とする。

ただし、木造についても個別に認める場合もあるので、整備後の構造を木造で計画しているものについては個別に協議されたい。

別表

次世代育成支援対策推進法第11条第1項に規定する交付金に関する内閣府令（平成17年厚生労働省令第79号）第1条第2項に規定される児童福祉施設等及び障害児施設等

施設種別		基準定員	
		定員	基準定員の内容
児童福祉法	乳児院	—	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和23年12月29日厚生省令第63号)
	母子生活支援施設	1世帯以下	
	保育所	—	
	児童養護施設	4人以下	
	児童心理治療施設	4人以下	
	児童自立支援施設	4人以下	
	福祉型障害児入所施設	4人以下 (乳幼児のみの場合6人以下)	
	医療型障害児入所施設	—	

# 木造社会福祉施設老朽度調査表

都道府県・市区町村名

(法人名) 施設名		建物の名称		調査員 職名		氏名						
老朽度				A点×B点×C点(係数) =		点						
A 構造 耐力	区分	a	点	b	点	c	点					
	①基礎	布コンクリート造	15	布石積造、布レンガ造	10	壱石造、壱レンガ造、壱コンクリート造	5					
	②土台	15.2 cm角以上	15	12.1 cm角以上 15.2 cm角未満	10	12.1 cm角未満	5					
	③柱	二階以上の階を有する 場合の一階の柱	15.2 cm角以上 (又は13.6 cm角以上2本)	20	13.6 cm角以上 (又は12.1 cm角以上2本)	15	12.1 cm角以上	10				
		平屋の場合の柱	13.6 cm角以上 (又は12.1 cm角以上2本)		12.1 cm角以上 (又は10.6 cm角以上2本)		10.6 cm角未満					
④根継	ア 大部分(半数以上) 柱を根継ぎしたことがある。 イ 小部分(半数以上) の柱を根継ぎしたことがある。 ウ 根継ぎした柱はない。	木のうち 木 (乗率0.8) 本のうち 本 (乗率0.9) (乗率1.0)										
※評点 上記①～③の計 ( ) 点 × $\begin{pmatrix} 0.8 \\ 0.9 \\ 1.0 \end{pmatrix}$ + 50 点 = ( ) 点												
B 保 存 度	区分	a	点	b	点	c	点					
	①経過年数	5年未満	5	5年以上18年未満	3	18年以上30年未満	2					
	②基礎の不同沈下	ない	6	ほとんどない	4	かなりある (見てわかる程度)	1					
	腐 朽 保 存 度	③外壁の上台	ほとんど腐っていない	7	少し腐っている	4	腐れがひどい	1				
		④外壁の柱	ほとんど腐っていない	7	少し腐っている	4	腐れがひどい	1				
		⑤梁(はり)	ほとんど腐っていない	5	少し腐っている	3	腐れがひどい	1				
	傾 斜 度	⑥柱	ア 梁行(はりゆき)		20	1 cm以上2 cm未満	15	2 cm以上3 cm未満	10			
			イ 桁行(けたゆき)		20	180 cm	15	180 cm	10			
		⑦横 架 材	ウ 梁行(はりゆき)		15	1 cm以上2 cm未満	10	2 cm以上3 cm未満	5			
			エ 桁行(けたゆき)		15	180 cm	10	180 cm	5			
※評点 上記の計 ( ) 点												
C 外 力 条 件	a 海岸からの距離		b 積雪		c 地盤							
	① 海岸から8 kmをこえる		① 毎年少ない(0~20 cm未満)		① 普通							
	② 海岸から4 kmをこえる8 km以内		② 毎年かなりつもる(20~100 cm未満)		② やや軟弱							
	③ 海岸から4 km以内		③ 毎年ひどくつもる(100 cm以上)		③ 軟弱							
※評点(外力条件分類番号 a b c) 下記(附表)より												
(附表)												
係数		1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80
外力条件		①①①	②①①	①①② ①②① ③①①	②①② ②②①	①①③ ①②② ①③①	②①③ ②②② ②③①	①②③ ①③② ③①③	②②③ ②③②	①③③ ③②③ ③③②	②③③	③③③
分類番号						③①② ③②①		③②② ③③①				

- (注) 1 この調査表は、老朽施設と認められる建物ごと(棟別)に作成すること。  
 2 A及びB欄の記入は、各区分ごとに該当点数を○で囲み、それぞれの評点を所定欄に記入すること。  
 3 C欄は、a、b、cの各分類ごとに該当する事項の分類番号を組み合せにより附表から係数を求めて記入すること。  
 なお、外力条件の地盤のうち「軟弱」とは、腐植土、粘土、沼土及び沼土等を埋めてから30年に満たないところであり、「やや軟弱」とは、軟弱地盤であるが、埋立ててから30年経過したもの又は地質的な原因で普通地盤より軟弱なものである。  
 4 傾斜度の測定法は、次によることとする。  
 (1) 柱の傾斜度は、もっとも傾斜のひどい柱の床土180 cmの長さについて垂直線を基準にして測定すること。  
 (2) 横架材の傾斜度は、もっとも傾斜のひどい梁と桁のそれぞれ180 cmの長さについて水平線を基準に測定すること。  
 5 本調査表の作成にあつては、1級建築士の資格を有し、責任ある者によるものとする。

非木造社会福祉施設老朽度調査表

都道府県・市区町村名 \_\_\_\_\_

(法人名) /施設名					建物の名称						
現存率 ①×100		%		評点		老朽度		調査員		氏名	
区 分	構 成	P	種 類	N	各 部 現 存 率		再建設指数 P×N	再建設指数調整値 R=P×N/0.4	現存指数 K×R	現 存 率 Σ(K×R)/Σ(R)	
					内 容	K 率					
構 造		140	鉄骨・鉄筋コンクリート	1.5							
			鉄筋コンクリート	1.0							
主要部の 仕 上	屋 根	10	ブロック造	0.7							
			鉄骨造	0.9							
	外 壁	25	10	れんが造、石造	1.2						
				・アスファルト防水、コンクリート押えモルタル塗	1.7						
	内 壁	20	20	・アスファルト露出防水	1.0						
				・モルタル防水	0.5						
	天 井	20	20	・石綿スレート、かわら、銅板	0.4						
				・モルタル	1.0						
	床	20	20	・モルタル、リシン吹付	0.6						
				・モルタル	0.8						
外部建具	35	35	・木製	0.7							
			・吸音テックス	1.1							
内部建具	10	10	・ボード	1.0							
			・プラスター	0.8							
小 計			・木製	0.7							
			・リノリウム	1.3							
電 灯 設 備 等	20	20	・プラスチックタイル	1.1							
			・アスファルトタイル (暗)	1.0							
電線類その他	15	15	・モルタル	0.8							
			・木製	0.7							
給排水その他	20	20	・アルミサッシ (オーダー)	1.2							
			・アルミサッシ (既成)	1.0							
暖 房	40	40	・スチールサッシ	0.9							
			・木製	0.7							
小 計			・木製	1.0							
			・温水用	1.9							
外 力 条 件	25	25	・温水用 (ボイラー方式)	1.3							
			・温水用 (熱風炉式)	1.0							
合 計			・その他	1.0							
										①	

各部現存率 (K)

各部現存率Kの値	(構造) 内容		
	1 損耗なし、又は、損耗の程度僅小		1.0, 0.9
	2 中小亀裂、鋼材発錆 (鉄骨造)、外力による小変形がみられるが耐力上影響が殆んどないもの		0.9, 0.8, 0.7
	3 損耗が進み、部分的補修、補強又は取替を必要とするもの		0.7, 0.6, 0.5
	4 不同枕下による大亀裂、建物の傾斜、鉄筋被覆材の広範囲の脱落、発錆による主鋼材の断面欠損、その他により構造上大補強を必要とするもの		0.5, 0.4, 0.3
	5 構造上損耗著しく建替を必要とするもの		0.3, 0.2, 0.1
	(仕上、設備) 内容		
	1 損耗なし、又は損耗の程度僅小		1.0, 0.9
	2 汚染及び損耗はある程度みられるが、機能上問題のないもの、又は極く小規模の補修を必要とするもの		0.9, 0.8, 0.7
	3 損耗が進み、部分的補修を必要とするもの		0.7, 0.6, 0.5
4 相当部分で損耗が進み、機能低下が顕著であるが、部分補修が可能なもの		0.5, 0.4, 0.3	
5 損耗の程度著しく全面建替を要するもの		0.3, 0.2, 0.1	

外力条件 (N)

a 海岸からの距離	b 積 雪	c 地 盤									
①海岸からの距離が8kmをこえる ②海岸から4kmをこえる8km以内 ③海岸から4km以内	①毎年少ない(0~20cm未満) ②毎年かなりつもる(20~100cm未満) ③毎年ひどくつもる(100cm以上)	①普通 ②やや軟弱 ③軟弱									
※率(外力条件分類番号a b c) 下記(附表)により											
(附表)											
率	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80
外力条件 分類番号	①①①	②①①	①①② ①②① ③①①	②①② ②②①	①①③ ①②② ①③① ③①② ③②①	②①③ ②②② ②③①	①②③ ①③② ③①③ ③②② ③③①	②②③ ②③②	①③③ ③②③ ③③②	②③③	③③③

現存率に基づく評点、老朽度

現存率	評点	老朽度	定義
50%以下	100点以上	特A	特に緊急を要する
60 "	90 "	A	緊急を要する
70 "	80 "	B	至急実施すべきである
—	70 "	C	できるだけ早く実施した方がよい
—	60 "	D	必要は認めるが急がなくてよい
—	50 "	E	必要ない

- (注) 1 この調査表は、老朽施設と認められる建物ごと(棟別)に作成すること。  
 2 各区分ごとの種類欄(N)は、該当するか所を○で囲むこと。  
 3 各部現存率欄(K)は、上の表より該当する内容項目を選定し、老朽度に応じた係数を選択すること(老朽度が大きいものほど係数は小さい。)。また、老朽の具体的な状況を記入すること。  
 4 外力条件は、a、b、cの各分類ごとに該当する事項の分類番号を組み合せにより附表から係数を種類欄(N)及び各部現存率欄(K)記入すること。  
 なお、外力条件の地盤のうち「軟弱」とは、腐植土、泥土、沼土及び沼土等を埋めてから30年に満たないところであり、「やや軟弱」とは、軟弱地盤であるが、埋立ててから30年経過したもの又は地質的な原因で普通地盤より軟弱なものである。  
 5 本調査表の作成にあつては、1級建築士の資格を有し、責任ある者によるものとする。

こ成事第 424 号  
令和 5 年 8 月 22 日  
こ成事第 564 号  
令和 5 年 12 月 19 日

各  
都道府県知事  
指定都市市長 殿  
中核市市長  
児童相談所設置市市長  
市区町村長

こども家庭庁成育局長

次世代育成支援対策施設整備交付金における  
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費の取扱いについて

次世代育成支援対策施設整備交付金の交付については、令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 370 号こども家庭庁長官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされているが、標記の取扱いに当たっては、別紙のとおり「次世代育成支援対策施設整備（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）交付金実施要綱」を定め、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとしたので、了知の上、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

## 別紙

### 次世代育成支援対策施設整備（解体撤去工事費・仮設施設 整備工事費）交付金実施要綱

#### 1 趣 旨

この交付金は、老朽化等に伴う児童福祉施設等及び障害児施設等の改築等に際して必要となる既存施設の解体撤去工事及び改築工事期間に代替施設を必要とする場合の仮設施設整備工事に要する経費を交付することにより、児童福祉施設等及び障害児施設等の円滑な改築整備を行い、利用者の処遇の向上を図るものである。

#### 2 解体撤去工事費

##### (1) 対象施設

対象となる施設は、交付要綱による児童福祉施設等及び障害児施設等のうち、改築等を行う施設とする。

##### (2) 対象事業

対象となる事業は、交付要綱の5の表の整備区分欄に掲げる増改築、改築又は老朽民間児童福祉施設整備に伴い、既存施設の一部又は全部を解体し撤去する事業とする。

##### (3) 交付基準の算定

###### ① ②に掲げる施設以外の施設

ア 定員1人当たり交付基礎点数を適用する場合

(ア) 交付要綱の別表2又は別表6に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に既存施設の定員数を乗じて得たものを基準とする。

(イ) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画（以下「沖縄振興計画」という。）に基づく事業として行う場合には交付要綱の別表2又は別表6に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に既存施設の定員数を乗じて得たものを基準とする。

(ウ) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画（以下「地震対策緊急整備事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には交付要綱の別表2又は別表6に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に既存施設の定員数を乗じて得たものを基準とする。

(エ) 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には交付要綱の別表2又は別表6に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に既存施設の定員数を乗じて得たものを基準とする。

(オ) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合及び

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画にも続いて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合（以下、各法に規定する津波避難対策緊急事業計画を「津波避難対策緊急事業計画」という。）には交付要綱の別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に既存施設の定員数を乗じて得たものを基準とする。

イ 1施設当たり交付基礎点数を適用する場合

（ア）交付要綱の別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

（イ）津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設等として行う場合には交付要綱の別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

（ウ）公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合には交付要綱の別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

ウ 1世帯当たり交付基礎点数を適用する場合

（ア）交付要綱の別表2又は別表6に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に既存施設の定員（世帯）数を乗じて得たものを基準とする。

（イ）沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には交付要綱の別表2又は別表6に掲げる定員（世帯）当たり交付基礎点数に既存施設の定員（世帯）数を乗じて得たものを基準とする。

（ウ）津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に掲げる政令で定める施設等として行う場合には交付要綱の別表2に掲げる定員（世帯）当たり交付基礎点数に既存施設の定員（世帯）数を乗じて得たものを基準とする。

エ 既存施設の一部を解体し撤去する場合

令和5年8月22日こ成事第433号子ども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算出方法の取扱いについて」により算出されたものを基準とする。

オ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記に定める方法により算定されたものに対して0.08を乗じて得たものを加算する。

② 交付要綱の別表3に掲げる施設

子ども家庭庁長官が必要と認めた額とする。

(4) 留意事項

ア 解体撤去工事費には、既存施設の解体に係る経費のほか、解体により発生する廃材の運搬及び処分に要する費用についても含まれるものであること。

イ 国の交付事業において取得した既存施設に係る財産処分（取りこわしに限る。）

の取扱いについては、別に定めるところによるものとする。

### 3 仮設施設整備工事費

#### (1) 対象施設

対象となる施設は、解体撤去工事費が交付対象となる施設であって、用地の関係上等特別な事情により仮設施設が真に必要と認められる施設とする。

#### (2) 対象事業

対象となる事業は、交付要綱の5の表の整備区分欄に掲げる大規模修繕等、増改築、改築又は老朽民間児童福祉施設整備に伴い仮設施設を整備する事業とする。

#### (3) 交付基準額の算定

##### ① ②に掲げる施設以外の施設

ア 定員1人当たり交付基礎点数を適用する場合

(ア) 交付要綱の別表2又は別表6に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に仮設施設を要する定員数を乗じて得たものを基準とする。

(イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には交付要綱の別表2又は別表6に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に仮設施設を要する定員数を乗じて得たものを基準とする。

(ウ) 地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設及び障害児施設等（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には交付要綱の別表2又は別表6に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に仮設施設を要する定員数を乗じて得たものを基準とする。

(エ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設及び障害児施設等（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には交付要綱の別表2又は別表6に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に仮設施設を要する定員数を乗じて得たものを基準とする。

(オ) 津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合には交付要綱の別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に仮設施設を要する定員数を乗じて得たものを基準とする。

イ 1施設当たり交付基礎点数を適用する場合

(ア) 交付要綱の別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

(イ) 津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合には交付要綱の別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

(ウ) 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合には交付要綱の別表6に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

ウ 1世帯当たり交付基礎点数を適用する場合

(ア) 交付要綱の別表2又は別表6に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に仮設施設を要する定員（世帯）数を乗じて得たものを基準とする。

(イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には交付要綱の別表2又は別表6

に掲げる定員（世帯）当たり交付基礎点数に仮設施設を要する定員（世帯）数を乗じて得たものを基準とする。

（ウ）津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合には交付要綱の別表2に掲げる定員（世帯）当たり交付基礎点数に仮設施設を要する定員（世帯）数を乗じて得たものを基準とする。

エ 大規模修繕等を行うことに伴い仮設施設を整備する場合

交付要綱の別表1-2に掲げる算定基準により算出されたものを基準とする。

オ 既存施設の一部を解体し撤去することに伴い仮設施設を整備する場合（障害児施設等は除く）

令和5年8月22日こ成事433号子ども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算出方法の取扱いについて」により算出されたものを基準とする。

カ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記に定める方法により算定されたものに対して0.08を乗じて得たものを加算する。

② 交付要綱の別表3に掲げる施設

子ども家庭庁長官が必要と認めた額とする。

#### （4）留意事項

ア 仮設施設整備工事費には、交付要綱の7に定める費用を除き、仮設施設の整備に最低限必要なすべての附帯設備に要する費用が含まれるものであること。

イ 仮設施設の整備については、原則として建物の貸借により行うものとする。

ただし、特別な事情により他の方法によることが適当であると認められる場合は、この限りでない。

ウ 仮設施設は、改築工事期間の代替施設として一時的に整備する施設であるが、当然のことながらこの間、入所者等の処遇に留意するとともに、日常生活上の安全面にも十分考慮し、施設運営に著しい支障が生じないよう配慮すること。

エ 仮設施設の整備に当たっては、消防法、建築基準法等関係法令に抵触しないよう留意すること。

こ成事第 423 号  
令和 5 年 8 月 22 日  
こ成事第 563 号  
令和 5 年 12 月 19 日

都道府県知事  
指定都市市長  
各 中核市市長 殿  
児童相談所設置市長  
市区町村長

こども家庭庁成育局長

次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金  
における特殊附帯工事の取扱いについて

標記の国庫補助金の交付については、令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 370 号こども家庭庁長官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」及び令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 466 号こども家庭庁長官通知の別紙「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」によるもののほか、次によることとし、令和 5 年 4 月 1 日から適用することしたので社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取扱いについて遺憾なきを期されたい。

## 別紙

### 次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金 実施要綱（特殊附帯工事費に係るもの）

#### 1 目的

この交付金は、児童福祉施設等及び障害児施設等において、入所者等の処遇の改善及び地域社会の環境に配慮した施設整備の推進を図ること等を目的とする。

#### 2 対象事業

##### (1) 資源有効活用整備費

###### ア 趣旨

児童福祉施設等において施設で消費する資源の有効活用及び地域環境の保全に資すること等により、施設利用者及び地域社会に対し快適な生活環境を提供する施設づくりの推進を図る。

###### イ 対象施設

対象となる施設は、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱及び就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱において交付対象として掲げる児童福祉施設等（障害児施設等は除く。）であって、建物に固定して一体的に整備する施設とする。

###### ウ 対象経費

建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る工事費又は工事請負費とする。

###### (ア) 水の循環・再利用の整備

施設から排出される生活雑排水(浴室等の排水)等の循環・再利用のための整備

###### (イ) 生ごみ等処理の整備

施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ごみ処理のための整備

###### (ウ) ソーラーの整備

光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備

###### (エ) その他

資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの

##### (2) 消融雪設備整備

###### ア 趣旨

積雪時における通路の凍結等を防止し、児童等の安全確保及び職員の業務の負担軽減を図る。

###### イ 対象施設

次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱及び就学前教育・保育施設整備交付金

交付要綱の別表 1 - 1 に定める特別豪雪地域に所在する児童福祉施設等（障害児施設等は除く。）であって、消融雪設備の整備が特に必要と認められるものとする。

ウ 対象経費

建物に固定して一体的に整備するもので、消融雪設備に係る工事費又は工事請負費とする。

(3) 介護用リフト等整備費

ア 趣旨

障害児施設等において介護を必要とする身体障害者等に対する入所者の処遇の向上並びに介護職員の就労環境の改善を図る。

イ 対象施設

対象となる施設は、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱の 4 に掲げる障害児施設等のうち、次の施設であって、建物に固定して一体的に整備するものとする。

福祉型障害児入所施設（主として知的障害のある児童及び肢体不自由のある児童を入所させるものに限る）、医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童及び重症心身障害児（児童福祉法第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう）を入所させるものに限る）

ウ 対象経費

建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る工事費又は工事請負費とする。

(ア) 介護用リフトの整備

居室や浴室等に介護のための天井走行型介護用リフトの整備

(イ) 特殊浴槽の整備

介護職員の業務の効率化及び負担の軽減のための特殊浴槽の整備

(4) 屋外教育環境整備（1 園当たり 500 万円以上の事業を対象とする。）

ア 趣旨

施設の屋外環境を様々な体験活動の場として活用し、たくましく心豊かな子供達を育成するため、屋外教育環境の一体的な整備充実を図る。

イ 対象施設

創設・増築・増改築・改築と一体的に整備を行う幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園における教育部分

※整備事業完了後、2・3号定員の使用も予定されている場合、その分に係る対象経費についてはあらかじめ合理的な方法で按分を行い、対象経費から除外すること。

ウ 対象経費

建物と一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る工事費又は工事請負費

とする。

(ア) 樹木

施設を構成する高木・低木・草木・芝張（植樹のための土を含む）

(イ) アスレチック遊具

一般的な遊具は対象外（ブランコ、ジャングルジム、鉄棒、シーソー、スベリ台等は含まない）

(ウ) 築山・池

（園児が立ち入りできるものが望ましい）

(エ) 屋外ステージ

建物の要件にあてはまるものは対象外

(オ) ベンチ

土地に固着したもの

(カ) 花壇・畑

土地に固着したもの（腐葉土等の客土を含む。）

(キ) 水飲み場、足洗い場

屋外教育環境整備に付随するもの

(ク) 便所

建物の要件にあてはまるものは対象外

(ケ) 給排水工事

屋外教育環境整備に付随するもの

(コ) 電気工事

屋外教育環境整備に付随する放送設備、照明設備等

### 3 交付基準

(1) 2の(3)の事業を行う場合

① 公的機関の見積と民間工事請負業者の見積（公的機関の見積が取得できない場合は2社以上）のいずれか低い方に交付要綱別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を1,000で除した点数を算出する。

② 交付要綱別表2及び別表6に定める訓練事業等整備加算（ただし、当該設備整備にかかる事業費が1億円を超えるものは大規模訓練設備等整備加算）と①を比較し、低い方を加算する。

(2) 2の(3)の事業以外

次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱及び就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱の別表2に定める点数

なお、前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数又は交付基準額を交付基準とする。

こ成事第 427 号  
令和 5 年 8 月 22 日

都道府県知事  
指定都市市長  
各 中核市市長 殿  
児童相談所設置市長  
市区町村長

こども家庭庁成育局長

次世代育成支援対策施設整備交付金における  
在宅障害児向け避難スペース整備の取扱いについて

標記の交付金の交付については、令和 5 年 8 月 22 日こども家庭庁こ成事第 370 号こども家庭庁長官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）によるもののほか、次によることとし、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとしたので社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取扱いについて遺憾なきを期されたい。

## 1 趣旨

災害時における障害児等は、体育館等を活用して設置される通常の避難所では生活スペースを確保することや福祉サービスの提供を受けることが、極めて困難になることが多い。

このため、障害児等のサービス提供に関して専門的機能を有する障害児施設等において、被災障害児等の受け入れが可能となる避難スペースを整備し、災害時における障害児等のサービス確保に資することを目的とする。

## 2 対象施設

対象となる施設は、交付要綱4（2）に掲げる障害児施設等とする。

## 3 対象事業

災害時に備え、社会福祉法人等が障害者総合支援法による障害児施設等に障害児等の受け入れが可能となる避難スペースを一体的に整備する事業。

具体的には、施設の創設に際して避難スペースを一体的に整備するもの及び既存施設の一部を拡張し避難スペースを確保するものを対象とする。

## 4 その他

- (1) 障害児等の緊急受け入れ先である防災拠点として、地方公共団体が策定する地域防災計画に位置づけられるものであること。
- (2) 障害児等の受け入れに当たっては、必要な福祉サービス、物資等について、行政機関、社会福祉関係機関等との協力・支援体制をとっておくこと。
- (3) 災害時において、障害児等30人程度が長期的に避難生活が可能でスペースの確保が図られること。
- (4) 平常時には、多目的スペース等として、地域に密着した独自の事業を実施するためのスペースとして活用するものとしても差し支えないが、災害時には速やかに障害児等の受け入れ体制が確立できる活用方法とすること。